

議案第12号

北上市下水道事業の設置等条例の一部を改正する条例

北上市下水道事業の設置等条例（平成3年北上市条例第162号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2第4項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月10日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。